



鳥取県公報

平成 21 年 11 月 10 日(火)
号外第 1 1 8 号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 規 則 鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則 (81) (医療政策課) 5

———公布された規則のあらまし———

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の制定について

1 規則の新設理由

県内における医療水準の向上と医師の確保を図るため、海外において国内では修得することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、修得した知識又は技術を伝達しようとする者に対し、留学に必要な資金を貸し付ける医師海外留学資金貸付金制度を創設する。

2 規則の概要

医師海外留学資金貸付金制度について必要な事項を、次のとおり定める。

(1) 目的	この規則は、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修（以下「留学における研修」という。）を受ける者で、留学終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、かつ、修得した知識又は技術を伝達しようとするものに対し、留学に必要な資金（以下「貸付金」という。）を貸し付けることにより、県内における医療水準の向上と医師の確保を図ることを目的とする。
(2) 貸付金の借受者の資格	貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。 ア 医師免許を有する者であること。 イ 医師免許取得後、5年以上15年以内の者であること。 ウ 次のいずれかに該当すること。 （ア）専門医資格を有する者であること。 （イ）学校法人自治医科大学を卒業した者であること。 エ 他から同種類の貸付金の貸与又は給与を受けていない者であること。
(3) 貸付金の額等	ア 貸付金の額は、留学における研修経費月額30万円及び渡航経費（帰国に要する経費を含むものとし、100万円を限度とする。）とする。 イ 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、貸付期間は、6月以上24月以内とする。 ウ 知事は、次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより貸付けを行うものとする。 （ア）留学経費 毎年度、当該年度分をまとめて6月末日までに貸し付ける。ただし、留学における研修を始めた日の属する年度の年度分にあつては、留学における研修を始めた日の属する月の翌月の末日までに貸し付けるものとする。 （イ）渡航経費 留学における研修を始めた日の属する月の翌月の末日までに貸し付ける。 エ 貸付金は、無利子とする。 オ 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。
(4) 貸付申請	貸付金の貸付けを受けようとする者は、申請書に誓約書等を添えて、知事に申請しなければならない。
(5) 貸付予定の決定及び通知	ア 知事は、申請者について(1)の目的を達することができるかと認めた場合には、申請のあった日の属する月の翌月の末日までに貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。 イ 知事は、アの通知を受けた者（以下「貸付予定者」という。）が当該通知を受

	けた日の属する年度の翌年度の末日までに留学における研修を開始しなかったときは、アの決定を取り消すものとし、貸付予定者に対してその旨及び貸付金を貸し付けない旨を通知するものとする。 ウ 貸付予定者は、留学における研修を始める日が決定したときは、留学届出書を速やかに知事に提出しなければならない。
(6) 貸付けの決定及び通知	知事は、留学届出書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(7) 貸付申請の変更	ア 貸付予定者又は借受者が貸付申請の内容を変更しようとするときは、変更申請書を知事に提出しなければならない。 イ 知事は、変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知する。
(8) 貸付けの終了	知事は、貸付期間が終了したときには、借受者に対してその旨を通知する。
(9) 貸付けの打ち切り及び休止	ア 知事は、借受者の留学における研修の中止等貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなったときは、貸付金の貸付けを打ち切る。 イ 知事は、留学における研修を中断した期間については、貸付金の貸付けを休止する。 ウ ア又はイの場合、知事は、借受者並びに連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知する。
(10) 借用証書の提出	借受者は、貸付けが終了したとき、又は貸付けを打ち切られたときは、直ちに借用証書を知事に提出しなければならない。
(11) 貸付金の返還	借受者は、貸付けを打ち切られたとき等においては、1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。
(12) 返還の免除	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の定めるところによる。
(13) 返還の債務の履行猶予	知事は、災害等の理由があると認めるときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。
(14) 施行期日等	ア この規則は、平成22年4月1日から施行する。 イ 奨学金の貸付けの申請等の手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

参考

医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲（貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例）

免 除 の 条 件	免除の範囲
(1) 留学における研修を終了した日から起算して3月（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、その都度定める期間）以内に知事が指定する病院において常勤医師としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日（以下この号において「勤務開始日」という。）から起算して貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、その都度定める期間）以上、当該病院において常勤医師としての業務に従事し、かつ、勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催したとき。	債務の全部
(2) (1)の業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
(3) (2)に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受け	債務の全部又

たため医師の業務に従事することができなくなったとき。

は一部

規 則

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則をここに公布する。

平成21年11月10日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県規則第81号

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則

(目的)

第1条 この規則は、海外に留学して国内では修得し、又は経験することが難しい診療に係る知識又は技術を修得する研修(以下「留学における研修」という。)を受ける者で、留学における研修終了後、知事が指定する県内の病院において医師の業務に従事し、かつ、修得した知識又は技術を伝達しようとするものに対し、留学に必要な資金(以下「貸付金」という。)を貸し付けることにより、県内における医療水準の向上と医師の確保を図ることを目的とする。

(貸付金の借受者の資格)

第2条 貸付金の貸付けを受けることができる者は、次に掲げる要件のすべてを備えている者とする。

(1) 医師法(昭和23年法律第201号)第2条の免許(以下「医師免許」という。)を有する者であること。

(2) 医師免許取得後、5年以上15年以内の者であること。

(3) 次のいずれかに該当すること。

ア 専門医資格(医療法(昭和23年法律第205号)第6条の5第1項第7号の規定により厚生労働大臣が定める事項のうち医師の専門性に関する資格をいう。以下同じ。)を有する者であること。

イ 学校法人自治医科大学を卒業した者であること。

(4) 他から同種類の貸付金の貸与又は給与を受けていない者であること。

(貸付金の額等)

第3条 貸付金の額は、留学における研修経費月額30万円及び渡航経費(帰国に要する経費を含むものとし、100万円を上限とする。以下同じ。)とする。

2 貸付金の貸付期間は、留学における研修を始める日の属する月から留学における研修を終える日の属する月までとする。ただし、当該期間は、6月以上24月以内とする。

3 知事は、次の各号に掲げる貸付金の区分に応じ、当該各号に定めるところにより貸付けを行うものとする。

(1) 留学における研修経費 毎年度、当該年度分をまとめて6月末日までに貸し付ける。ただし、留学における研修を始めた日の属する年度の年度分にあつては、留学における研修を始めた日の属する月の翌月の末日までに貸し付けるものとする。

(2) 渡航経費 留学における研修を始めた日の属する月の翌月の末日までに貸し付ける。

4 貸付金は、無利子とする。

(連帯保証人等)

第4条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、連帯保証人及び保証人を立てなければならない。

2 前項の連帯保証人及び保証人は、各1人とし、保証人は、貸付金の貸付けを受けようとする者と生計を一にする者以外の者でなければならない。

(貸付申請)

第5条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付申請書(様式第1号)に、次に掲げる書類を添えて、知事に申請しなければならない。

(1) 誓約書(様式第2号)

(2) 鳥取県医師海外留学資金貸付金留学計画書(様式第3号)

- (3) 医師法第6条第2項の規定による医師免許証の写し
- (4) 専門医資格を有することを証する書類の写し(学校法人自治医科大学医学部を卒業した者を除く。)
- (5) その他知事が必要と認めるもの

(貸付予定の決定及び通知)

第6条 知事は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、申請者について第1条の目的を達することができると思えた場合には、申請のあった日の属する月の翌月の末日までに貸付予定の決定を行い、申請者に対してその旨を通知するものとする。

2 知事は、前項の規定による通知を受けた者(以下「貸付予定者」という。)が当該通知を受けた日の属する年度の翌年度の末日までに留学における研修を開始しなかったときは、前項の決定を取り消すものとする。

3 知事は、前項の規定により貸付予定の決定を取り消したときは、その旨及び貸付金を貸し付けない旨を当該貸付予定者に通知するものとする。

4 貸付予定者は、留学における研修を始める日が決定したときは、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付予定者留学届出書(様式第4号)を速やかに知事に提出しなければならない。

(貸付けの決定及び通知)

第7条 知事は、前条第4項の届出書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金を貸し付けるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付申請の変更)

第8条 貸付予定者又は借受者(前条の規定による貸付金の貸付けの決定及びその旨の通知を受けた者をいう。以下同じ。)が当該貸付に係る申請の内容を変更しようとするときは、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付変更申請書(様式第5号)を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による変更申請書の提出があったときは、その内容を審査し、変更を認めるかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの終了)

第9条 知事は、貸付期間が終了したときは、借受者に対してその旨を通知するものとする。

(貸付けの打ち切り及び休止)

第10条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、該当することとなった日の属する月の翌月分から貸付金の貸付けを打ち切るものとする。この場合において、当該打ち切られた月以降の月分として既に貸し付けた貸付金があるときは、直ちにこれを返還させるものとする。

- (1) 留学における研修を中止したとき。
- (2) 留学における研修の実績又は性行が著しく不良となったとき。
- (3) 死亡したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか貸付金の貸付けの目的を達成する見込みがなくなると認められたとき。

2 借受者が30日以上留学における研修を中断したときは、中断した日の属する月の翌月分から、中断の期間に相当するものとして知事が指定する期間内の月の分の貸付金の貸付けを休止する。この場合において、当該期間内の月の分として既に貸し付けられた貸付金があるときは、その貸付金は、当該期間の満了する月の翌月以降の月の分として貸し付けられたものとみなす。

3 知事は、第1項の規定により貸付けを打ち切ったとき、又は前項の規定により貸付けを休止したときは、借受者並びにその連帯保証人及び保証人に対してその旨を通知するものとする。

(貸付金借用証書の提出)

第11条 借受者(借受者が死亡したときは、その連帯保証人)は、貸付金の貸付けが終了したとき、又は貸付金の貸付けを打ち切られたときは、直ちに鳥取県医師海外留学資金貸付金借用証書(様式第6号)を知事に提出しなければならない。

(貸付金の返還)

第12条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その該当することとなった日から1月以内に貸付金の全額を一括返還しなければならない。

- (1) 第10条第1項の規定により貸付金の貸付けを打ち切られたとき。
 - (2) 留学における研修を終了した日から起算して3月(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以内に知事が指定する県内の病院において常勤医師(当該病院において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。以下同じ。)としての勤務を開始し、当該勤務を開始した日(以下「勤務開始日」という。)から起算して貸付金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間(災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間)以上、当該病院において常勤医師としての業務に従事しなかったとき。
 - (3) 勤務開始日から起算して1年以内に留学における研修で得た成果を伝達する講習会を県内において開催しなかったとき。
 - (4) 医師免許を取り消されたとき。
 - (5) 専門医資格を失ったとき。
- 2 前項第2号の規定による病院の指定は、借受者ごとに行うものとし、知事は、借受者及び指定しようとする病院の管理者の意見を聴くものとする。

(返還の免除)

第13条 貸付金の返還に係る債務の免除については、貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例(昭和44年鳥取県条例第35号。以下「条例」という。)の定めるところによる。

- 2 条例の規定による貸付金の返還に係る債務の免除を受けようとする者は、鳥取県医師海外留学資金貸付金返還免除申請書(様式第7号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還に係る債務の免除をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(返還の債務の履行猶予)

第14条 知事は、借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸付金の返還に係る債務の履行を猶予することができる。

- (1) 災害、疾病その他やむを得ない理由により、貸付金の返還が困難であるとき。
 - (2) 前号に掲げるもののほか、知事が特に理由があると認めるとき。
- 2 前項の規定による貸付金の返還に係る債務の履行の猶予を受けようとする借受者は、鳥取県医師海外留学資金貸付金返還猶予申請書(様式第8号)を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、貸付金の返還に係る債務の履行の猶予をするかどうかの決定をし、申請者に対してその旨を通知するものとする。

(延滞金)

第15条 借受者は、正当な理由がなく貸付金を返還すべき日までに返還しなかったときは、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、その返還すべき貸付金の額に年14.5パーセントの割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を支払わなければならない。

(届出)

第16条 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちに当該各号に掲げる書類を知事に提出しなければならない。

- (1) 氏名又は住所を変更したとき 鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者氏名(住所)変更届(様式第9号)
- (2) 留学における研修を中断したとき 鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修中断届(様式第10号)
- (3) 留学における研修を再開したとき 鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修再開届(様式第11号)
- (4) 留学における研修を中止したとき 鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修中止届(様式第12号)
- (5) 留学における研修を終了したとき 鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修終了届(様式第13号)
- (6) 第12条第1項第3号の講習会を開催したとき 鳥取県医師海外留学成果伝達講習会開催報告書(様式第14号)

- (7) 連帯保証人又は保証人がその氏名又は住所を変更したとき 鳥取県医師海外留学資金貸付金連帯保証人(保証人)氏名(住所)変更届(様式第15号)
- 2 連帯保証人は、借受者が死亡したときは、鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者死亡届(様式第16号)を知事に提出しなければならない。
- 3 借受者は、連帯保証人若しくは保証人が死亡したとき、又は破産手続開始の申立てその他連帯保証人若しくは保証人として適当でない事由が生じたときは、新たに連帯保証人又は保証人を立て、鳥取県医師海外留学資金貸付金連帯保証人(保証人)変更届(様式第17号)を知事に提出しなければならない。
- (委任)

第17条 この規則の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

(準備行為)

- 2 第5条の規定による貸付申請、第6条の規定による貸付予定の決定及びその通知、第7条の規定による貸付申請の変更申請並びに変更の決定及びその旨の通知並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

様式第1号(第5条関係)

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付申請書

職 氏 名 様

鳥取県医師海外留学資金貸付金の貸付けを受けたいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊞

在籍中の医療機関名	
医 籍 番 号	
専 門 医 資 格	
貸 付 希 望 期 間	年 月分から 年 月分まで
渡 航 経 費	

上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
 氏名 ⑩
 本人との関係

上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。

保証人 住所
 氏名 ⑩
 本人との関係

様式第2号(第5条関係)

誓約書

職 氏 名 様

借受者として決定された上は、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則を堅く守り、知識又は技術の修得に励むとともに、留学終了後は鳥取県の医療水準の向上に貢献することを誓います。

年 月 日

住所
 氏名 ⑩
 年 月 日生

様式第3号(第5条関係)

鳥取県医師海外留学資金貸付金留学計画書

職 氏名 様

郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

1 留学における研修予定先

2 留学における研修目的

- 3 留学期間（国内出発予定日から帰国予定日）
- 4 留学における研修期間（研修医として採用される期間）
- 5 留学における研修により修得しようとする知識又は技術の内容
- 6 5に掲げる知識又は技術の修得が県内における医療水準の向上に資する理由

様式第4号（第6条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付予定者留学届出書

職 氏 名 様

留学が決定したので、次のとおり関係書類を添えて届け出ます。

なお、留学における研修開始の日及び他に貸与又は給与を受ける貸付金等は、次のとおりです。

年 月 日

貸付予定者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

留学における研修を開始する日		
留学における研修の終了予定日		
他の貸付金等の貸与・給与の有無（いずれかにを付けるとともに、有の場合は、貸付金の名称と貸与者を記入してください。）	有 ・ 無	
	貸付金等の名称	
	貸付金等の貸与者又は支払者	

添付書類 留学における研修の受入れを証明する書類の写し

様式第5号(第8条関係)

鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付変更申請書

職 氏 名 様

年 月 日付で貸付(貸付予定)の決定を受けた鳥取県医師海外留学資金貸付金の貸付申請の内容を変更したいので、連帯保証人及び保証人となる者と連署し、関係書類を添えて次のとおり申請します。

年 月 日

申請者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

変更する事項	変 更 前	変 更 後

添付書類 当初申請に添付した書類を変更する場合には、変更後のものを添付すること。

上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり連帯して債務を負担します。

連帯保証人 住所
氏名
本人との関係

㊞

上記の申請に同意し、申請者が貸付金の貸付けを受けたときは、保証人となり債務を保証します。

保証人 住所
氏名
本人との関係

㊞

様式第6号(第11条関係)

収 入

鳥取県医師海外留学資金貸付金借用証書

印 紙

職 氏 名 様

借用金額

金 円也

私は、借受者として上記の額の貸付金の貸付けを受けました。

ついては、鳥取県医師海外留学資金貸付金貸付規則の規定に従い、滞りなく返還します。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

私は、 が借受者として貸付金の貸付けを受けましたので、上記の貸付金返還債務を、借受者と連帯して負担します。

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

私は、上記の借受者及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

様式第7号（第13条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金返還免除申請書

職 氏 名 様

鳥取県医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の免除を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

決 定 番 号	第 号
借 受 期 間	年 月から 年 月まで
借 受 総 額	円
返還免除希望額	円
理 由	

様式第8号（第14条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金返還猶予申請書

職 氏 名 様

鳥取県医師海外留学資金貸付金の返還に係る債務の履行の猶予を受けたいので、次のとおり申請します。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

連帯保証人 郵便番号
住 所
氏 名 ④
電話番号

保証人 郵便番号
住 所

氏 名 ⑩
電話番号

決 定 番 号	第 号
借 受 額	円
希望の返還猶予期間	年 月から 年 月まで
理 由	

様式第9号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第10号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修中断届

職 氏 名 様

留学における研修を中断しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

決 定 番 号	第 号
中 断 期 間	年 月 日から 年 月 日まで
理 由	

様式第11号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修再開届

職 氏 名 様

留学における研修を再開しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

㊞

決 定 番 号	第 号
再 開 年 月 日	年 月 日

様式第12号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修中止届

職 氏 名 様

留学における研修を中止しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
中 止 年 月 日	年 月 日

様式第13号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者研修終了届

職 氏 名 様

留学における研修を終了しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名
電話番号

印

決 定 番 号	第 号
終 了 年 月 日	年 月 日

様式第14号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学成果伝達講習会開催報告書

職 氏 名 様

海外留学成果伝達講習会を開催したので、次のとおり報告します。

年 月 日

借受者 郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

区 分	内 容		
講習会の名称			
開 催 日 時			
開 催 場 所			
講習の内容			
講習会の参加者数	職 種	人 数	備 考

様式第15号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金連帯保証人（保証人）氏名（住所）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）が氏名（住所）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 決定番号 第 号
郵便番号
住 所
氏 名 ⑩
電話番号

新	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	
旧	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電話番号	

様式第16号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金借受者死亡届

職 氏 名 様

借受者が死亡しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

連帯保証人 郵便番号

住 所

氏 名

電話番号

㊤

氏 名	
決定番号	第 号
就業の場所	
死亡年月日	年 月 日

添付書類 借受者の死亡を証する書類

様式第17号（第16条関係）

鳥取県医師海外留学資金貸付金連帯保証人（保証人）変更届

職 氏 名 様

連帯保証人（保証人）を変更しましたので、次のとおり届け出ます。

年 月 日

借受者 決定番号 第 号
 郵便番号
 住 所
 氏 名 ⑩
 電話番号

旧連帯保証人 (旧保証人)	住 所	
	氏 名	
新連帯保証人 (新保証人)	郵便番号	
	住 所	
	氏 名	
	電 話 番 号	
新連帯保証人(新保証人)と 本人との続柄		
変 更 年 月 日		年 月 日

貸付金の返還に係る債務を借受者と連帯して負担します。

連帯保証人 氏名 ⑩

上記の本人及び連帯保証人が貸付金返還債務の履行を怠ったときは、当該債務を履行します。

保証人 氏名 ⑩